

蒲郡市特定農地貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が野菜や花等の栽培を通じて自然に親しむと共に、農業に対する理解を深めること等を目的に蒲郡市（以下「市」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施及び運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び市が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする種類は、別表のとおりとする。

(利用条件)

第4条 利用条件は、次のとおりとする。

- (1) 利用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- (2) 同じ区画を継続して利用する場合は、5年間を限度とする。
- (3) 貸付けに係る農地は、当該貸付けに係る年度の3月中旬までに、原状に復するものとする。
- (4) 貸付けに係る利用料は、別表のとおりとする。ただし、年度途中における利用料は、利用許可を受けた日の属する月を含めた利用月数により計算された額を請求するものとする。
- (5) 貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、利用料を市長が指定する日までに支払うものとする。

2 貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 許可を受けた利用者又は利用者の世帯員以外の者に使用させること。
- (4) その他貸付農地の管理運営に支障を及ぼすこと。

(募集の方法)

第5条 利用者の募集は、「広報がまごおり」に掲載するほか、掲示等による一般公募とする。

(申込みの方法)

第6条 貸付農地を利用しようとする者は、前条に規定する募集があったときに市長に対し市民農園利用申請書（第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の申請をすることができる者は、次に掲げる条件を備える者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 世帯主であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 農業又は園芸関係の職業に従事していないこと。
- (5) 貸付農地の管理を十分行うことができること。

(選考の方法)

第7条 市長は、前条の規定に基づき申請をした者の中から利用者を決定するものとする。

2 前条の規定に基づき申請をした者の数が、募集した貸付農地の区画数を上回る場合は、抽選により利用者を決定する。

3 市長は、前項の抽選の際、補欠者の順番を決定しておくものとする。

4 利用者が利用許可の取消しを申し出たとき又は利用許可の取消しを受けたときは、補欠者のうちから補欠順位に従って補充することができる。

5 市長は、第1項、第2項又は第4項により利用者を決定し、市民農園利用許可証（第2号様式）を交付するものとする。

(貸付農地の管理、運営等)

第8条 市長は、貸付農地及び施設の適切な管理運営を図るため、管理運営指導員を設置する。

(利用許可の取消等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者から市民農園利用許可取消申請書（第3号様式）の申し出があったとき。
- (2) 利用者に第4条第2項に掲げる行為があったとき。
- (3) 利用者が第6条第2項に掲げる条件を備えなくなったとき。
- (4) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(貸付農地の返還)

第10条 利用者は、第4条第1号の規定による利用期間が終了したとき又は前条の規定による取消を受けたときは、速やかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(利用料の不還付)

第11条 既に納めた利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任でない理由で利用ができなくなったとき。
- (2) 市長が相当な理由があると認めたとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

番号	所在地	地目		面積	権利の種類	利用料 (一区画)	備考
		登記簿	現況				
1	蒲郡市竹谷町月田 129	畑	畑	610 m ²	賃借権	5,000 円/年 (417 円/月)	
2	蒲郡市神ノ郷町名取 110	畑	畑	474 m ²	賃借権	5,000 円/年 (417 円/月)	
3	蒲郡市形原町角田 96	田	畑	440 m ²	賃借権	5,000 円/年 (417 円/月)	